

平成 28 年 2 月

お 客 さ ま 各 位

九州電力株式会社

双方向計量機能付スマートメーター設置に伴う受給用計量器の取扱いについて（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成 28 年 3 月から、当社管内の全地域（一部離島地域を除く）において、一般のご家庭など、低圧で電気をご使用いただいているお客さまを対象にスマートメーターの設置を開始いたします。

このたび、双方向計量機能付スマートメーター設置に伴う低圧受給用計量器の取扱いについて、下記のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせいたします。

敬 具

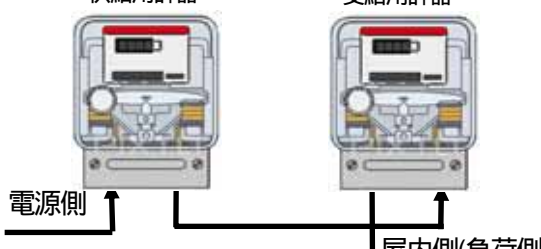
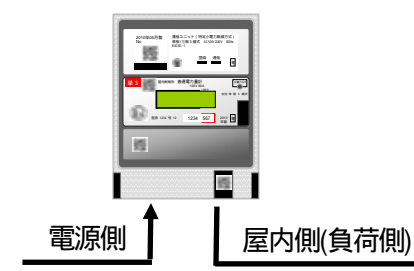
記

1 スマートメーターの機能及び配線方法の変更について

従来、太陽光発電設備等を設置し、当社との受給契約を希望される場合、当社からお客さまへの供給電力量と、お客さまから当社が購入する受給電力量を別々の計量器で計量する必要がありましたが、双方向計量機能付スマートメーターを設置する場合、1 台で供給電力量と購入（受給）電力量を計量するため、受給用計量器の取付が不要となります。

このため、配線工事および計器箱等の設置にあたっては、計量器 1 台の設置を前提とした工事の実施をお願いいたします。

[参考：双方向計量機能付スマートメーター導入後の標準配線]

従来の配線方法	今後の配線方法
<p style="text-align: center;">供給用計器 受給用計器</p>  <p style="text-align: center;">電源側 屋内側(負荷側)</p>	<p style="text-align: center;">今後の配線方法</p>  <p style="text-align: center;">電源側 屋内側(負荷側)</p> <p>SMに接続する引込口配線は、電源側 負荷側を逆に接続しないでください。</p>

2 スマートメーター設置対象のお客さま

太陽光発電設備等を設置し、低圧受給契約の新增設お申込みをされるお客さま

供給契約が定額電灯の場合等、計量器未設置および单相 2 線式の計量器取付の場合は対象外

3 適用開始日

平成 28 年 2 月 22 日（月）お申込み受付分から

4 受給用計量器の工事費用について

双方向機能付スマートメーターを設置する場合、受給用計量器の取付、取替に係る費用については、原則、無償となります。

なお、さら地に太陽光発電設備を設置する場合等、供給契約の契約電力より発電設備の出力が大きく、発電設備の連系に伴う計量器のサイズアップ等が必要となる場合は、その増分費用を申し受けます。

以 上